

平成 28 年 第 12 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年12月5日（月） 午前9時14分～午前10時33分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員（34 人）

1番 片渕久司 委員	2番 木室徳好 委員	3番 岩永廣康 委員
4番 永松英昭 委員	5番 島ノ江 薫 委員	6番 渡辺清一 委員
7番 木下善明 委員	8番 小野愛子 委員	9番 溝口一博 委員
10番 大曲昭太 委員	11番 川崎 悟 委員	14番 中村康則 委員
15番 吉岡保則 委員	16番 山口八州男 委員	17番 稲富正信 委員
18番 片渕秋正 委員	19番 山崎春樹 委員	20番 松尾和義 委員
21番 角 眞人 委員	22番 鐘ヶ江善三 委員	23番 竹下一彦 委員
25番 溝口修一郎委員	26番 石田義明 委員	27番 永石幸人 委員
28番 内野さよ子委員	30番 緒方昭久 委員	31番 井崎陽子 委員
32番 白武一正 委員	33番 土井力雄 委員	34番 小柳眞佐美委員
35番 本山法夫 委員	36番 吉原春樹 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員（3 人）

12番 山口雪人 委員	13番 松尾利助 委員	29番 久原菊恵 委員
-------------	-------------	-------------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(3) 非農地証明願いについて

(4) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

(1) 合意解約の報告

(2) 農地法第 4 条の規定による届出について

(3) 形状変更届出について

業務連絡事項

(1) 第 1 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西山里美

農地農政係長 田中進一

農地農政係長

野中和男

農地農政係 三原淳壱

平田宰子

7. 会議の概要

事務局長 それでは、遅くなりましたが、ただいまから平成28年12月第12回の白石町農業委員会総会を開催したいと思います。

まず初めに、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、12番山口雪人委員、それから13番松尾利助委員、29番久原菊恵委員から欠席の連絡をいただいております。それから24番の中村勝郎委員と、それから34番小柳眞佐美委員より、若干おくれるとの連絡をいただいております。

本日の出席委員は37名中34名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

以降の議事進行につきましては、規定に基づき、会長にお願いをしたいと思います。

議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。35番の本山法夫委員、36番の吉原春樹委員を指名いたします。それでは、議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第230号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」、議題といたします。議案番号第230号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案番号第230号。権利の種類、所有権移転、売買でございます。申請農地の表示、大字築切字二本黒木〇〇番、〇〇番、面積が田の1,980㎡。譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、一の籠の〇〇さん。譲受人、白石町大字築切〇〇番地、二の籠の〇〇さん。耕作面積が122,563㎡です。稼働力、男3、女2。申請の事由としまして、譲受人の要望でございます。

譲受人は、専業農家として33年間従事されており、取得後もこれまで同様全て

の農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理しております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議案位置図につきましては、1ページ目をご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、11月22日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在小麦・大豆・タマネギを中心に約12haの農地を耕作されておられます。今回の申請は、申請農地が譲受人の農業倉庫に隣接をしていることもあり、営農上の必要性から購入を希望されました。譲受人は、今後周辺地域と協力して耕作をすることを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第230号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第230号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第231号

議長 続きまして、議案番号第231号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第231号。権利の種類、所有権の移転、売買。申請農地の表示、大字牛屋字東谷○○番、面積が田の368㎡です。譲渡人、佐賀市高木瀬町大字長瀬○○番地、佐賀市の○○さん。譲受人、白石町大字牛屋○○番地、大西の○○さんです。耕作面積が田の58,176㎡、畑、8,575㎡、合計の66,751㎡です。稼働力

は、男1、女1。申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。

譲受人は46年間農業に従事されており、取得後もこれまで同様全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理しております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議案位置図につきましては、2ページ目をご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、11月22日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請の経過についてですが、申請農地に隣接する譲渡人所有の空き地とその敷地を譲受人の娘夫婦が購入するということを申しておられましたが、空き家の売り渡しの条件を申請農地との同時購入とされたため、農地については譲受人が通って行って耕作されることとなっております。譲受人は、現在約6.6haの農地を適正に耕作をされており、本号申請地においても周辺地域と協力しながら耕作される予定であることから、申請の所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 それでは、これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第231号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第231号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第232号～234号

議長 続きまして、議案番号第232号、議案番号第233号、議案番号第234号まで一括して説明を求めます。

事務局長 議案番号第232号。権利の種類、所有権の移転、贈与でございます。申請農地の表示が大字新明〇〇番、田の1,719㎡。譲渡人が北九州市戸畑区天籟寺〇丁目〇番〇号、北九州市の〇〇さんです。譲受人が白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。この方が〇〇さんのいところになります。耕作面積が田の7,802㎡、畑の1,006㎡、合計の8,808㎡です。稼働力が男1、女1。

譲受人は、25年間農業に従事されておりまして、取得後も適正な管理が認められましたので、申請は妥当として判断をいたしております。

それから、議案番号第233号。権利の種類が所有権移転、これも贈与でございます。申請農地の表示が大字牛屋字東松〇〇番、面積が田の1,354㎡です。譲渡人は、同じく〇〇さんです。譲受人が白石町牛屋〇〇番地、日登の〇〇さんで、この方も〇〇さんのいところになります。耕作面積が田65,866㎡、畑3,706㎡、合計69,572㎡です。稼働力が男2、女1。申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。

それから、議案番号第234号。権利の種類が使用貸借権の設定です。申請農地の表示が大字牛屋字東松〇〇番、面積が同じく1,354㎡です。貸付人が白石町大字牛屋〇〇番地の日登、親である〇〇さん。それから、借り受け人のほうが、同じく大字牛屋〇〇番地の子である〇〇さんです。耕作面積が田の65,866㎡、畑の3,706㎡、合計の69,572㎡です。稼働力が男2、女1。申請の事由としまして、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の設定ということで、期間が平成28年12月5日より30年間となっております。

議案番号第233号で贈与を受けられました〇〇さんが息子である〇〇さんのほうに貸し付けをされるということでございます。〇〇さんのほうは、専業農家として35年間農業に従事をされております。今後、取得後もこれまで同様全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をしております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議案位置図につきましては、3、4ページ目をご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては議案番号第232号、議案番号第233号、地元委員に一括して説明を求めます。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、11月22日に事務局と現地確認を行いました。事務局より説明がありまして、譲渡人の〇〇さんは、現在北九州市にお住まいでございまして、このたびそれぞれ耕作されております、いとこの子供さんの〇〇さん及びいとこの〇〇さんに贈与される申請であります。譲受人の方は、それぞれ今日まで長期にわたり農業に従事されており、今回の申請について

ては農地の効率的利用等、農地法上何ら問題はないと判断いたします。ご審議のほう、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案番号第232号、議案番号第233号、議案番号第234号までについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。

これは分割して採決いたします。

議案番号第232号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成ということで、議案番号第232号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

続きまして、議案番号第233号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第233号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

続きまして、議案番号第234号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第234号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第235号

議長 続きまして、議案番号第235号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第235号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が畑の9,092㎡です。貸付人が白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん。借り受け人が白石町大字福富〇〇番地、子である〇〇さんです。耕作面積が畑の9,092㎡、稼働力、男1、女0です。申請の事由としまして、新規就農による経営分離のため、子に対し使用貸借権の設定ということで、期間が平成28年12月5日から平成33年12月4日までの5年間となっております。

借り受け人の〇〇さんは新規就農をされ、今年度中に認定新規就農者の認定を受けられる計画でございます。親とは別の経営体となられますので、今回の申請となっております。取得後もこれまで同様全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理しております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第235号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第235号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第236号、議案番号第237号

議長 続きまして、議案番号第236号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第236号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字大渡字喜佐木〇〇番、面積は田6,950㎡の内4,950㎡です。貸付人が白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の〇〇さん。借り受け人が白石町大字大渡〇〇番地、同じく喜佐木の子である〇〇さんでございます。耕作面積は、田の11,203㎡、畑9,364㎡、合計の20,567㎡です。稼働力、男1、女1。申請の事由としまして、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。

す。期間につきましては、平成28年12月5日から平成38年12月31日までの10年間。期間借地としまして、4月から8月までとなっております。七夕コシヒカリを作付される予定です。

子である〇〇さんは、兼業農家として長年農業に従事をされております。この農地取得後も、これまで同様全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 引き続き、議案番号第237号も説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案番号第237号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示が大字大渡字喜佐木〇〇番、面積が田の6,950㎡です。貸付人が白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の祖父である〇〇さん。それから、借り受け人が白石町大字大渡〇〇番地、同じく孫である〇〇さん。耕作面積が6,950㎡です。6,950㎡のうちアスパラ用ハウスを建てられる2,000㎡は通年で借り受け、残り4,950㎡はブロックリーを作りたいということで、9月から3月までを借り受けたいと希望されています。借り受けの期間は平成28年12月5日から平成38年12月31日までの10年間。稼働力が男1、女となっております。申請の事由としましては、新規就農による経営分離のため、孫に対し使用貸借権の設定でございます。

〇〇さんのほうは、認定新規就農者として今年度中に認定を受ける計画をされております。取得後は、全ての農地の適切な利用が認められますので、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

議案番号第236号、議案番号第237号、何かございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第236号、議案番号第237号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第236号、議案番号第237号は申請どおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。

議長 それでは次に入りたいと思います。

議案番号第238号

議長 議案番号第238号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第238号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字福富下分字一ノ間〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富下分字二ノ間〇〇番、大字福富下分字朝日〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富下分字大福〇〇番、面積が田の25,331㎡、畑、48㎡、合計の25,379㎡。貸付人、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の親である〇〇さん。借り受け人、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の子である〇〇さんです。耕作面積が田の89,813㎡、畑の15,416㎡、合計の105,229㎡です。稼働力が男2、女2です。申請の事由としまして、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間は、平成29年1月1日より50年間となっております。

借り受け人の〇〇さんは、専業農家として20年間農業に従事をされております。これまで同様、全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第238号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第238号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第239号

議長 続きますして、議案番号第239号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第239号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字福富下分字二ノ間〇〇番、大字福富下分字三ノ間〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富下分字第二田渕〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、大字八平字新開〇〇番、〇〇番、面積は田の20,466㎡、畑の17,783㎡、合計の38,249㎡。貸付人、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の親である〇〇さん。借り受け人、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の子である〇〇さん。耕作面積が田20,466㎡、畑17,783㎡、合計の38,249㎡。稼働力は、男2、女1。

〇〇さんは、兼業農家として33年間農業に従事をされております。これまで同様、全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

申請の事由としまして、経営移譲年金受給継続のために後継者に対する使用貸借権の再設定となっております。期間につきましては、平成29年1月1日より50年間となっております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第239号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第239号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

2. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案番号第240号

議長 続きます、「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第240号、事務局の説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。議案番号240号。権利の種類が所有権の移転、売買でございます。申請農地の表示、大字遠江字三本松〇〇番、畑の160㎡です。譲渡人が東京都豊島区高田〇丁目〇番〇号、東京都の〇〇さん。譲受人が白石町大字廿治〇〇番地、中廿治の〇〇さんです。転用目的が一般住宅。転用の事由、現在居住するアパートの部屋数が少なく今後手狭になると思われるため、申請地隣接の宅地と申請地に住宅と車庫を建築したい。事業または施設の概要、住宅、106.82㎡、車庫、34.78㎡、庭、その他、459.29㎡、宅地と同時利用となっております。位置及び影響等、東、水路、西、田、南、町道、北、田。面積の検討、適当。その他参考事項としまして、農振除外の見直しが平成26年12月4日に決定公告いたしております。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地として第一種農地と判断されますが、許可基準は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、転用基準を満たしているものと判断し、受理をいたしております。

議案位置図につきましては、5ページから7ページをごらんください。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 これについては、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。本議案につきまして、〇番〇〇委員の依頼に基づき、地元委員の補足説明を代読させていただきます。

地元農業委員として、11月1日に事務局と現地確認を行いました。申請人は、現在申請地近くのアパートに住んでおり、今後今のアパートでは生活が窮屈になると考え、今回一般住宅を建設したいとのことです。裏面にありますように、隣接する宅地に住宅がおさまらないため、申請地と同時利用をする計画です。東側が水路、南側が宅地、北側と西側が田の農地で、面積も過大ではなく、区長並びに生産組合長からも同意を得ておられることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第240号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第240号は原案どおり申請を許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

3. 非農地証明願いについて

議案番号第241号

議長 続きまして、「非農地証明願いについて」、議題といたします。
議案番号第241号、事務局の説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。議案番号第241号。願い出農地の表示、大字廿治字三本杉〇〇番、面積が畑の74㎡です。願い出者、白石町大字廿治〇〇番地、中廿治の〇〇さん。農地でなくなった時期及び原因、平成元年ごろより宅地進入路として利用してきたところ、平成4年に圃場整備事業において畑として換地され、その後も宅地進入路として利用してきました。今後も農地に戻して耕作することではなく、宅地進入路として利用したい。顛末書が添付されております。圃場整備の有無は、地区内。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に見直しの決定公告がされております。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況など調査を行い、今後再び農地として利用されることはないと判断できることから、申請は妥当であると判断し、受理しております。

議案位置図につきましては、8ページから10ページをごらんください。

以上で説明を終わります。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元の農業委員として、11月21日に〇〇委員および事務局と現地確認を行いました。申請地は、現在隣接する住宅への宅地進入路となっております。申請地は、圃場整備事業の際、平成4年に畑として換地されていたよう

ですが、圃場整備以前から隣接する宅地の進入路として利用されていたことは間違いのないと思われます。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を言われており、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。
 これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第241号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
 これも全員賛成と認め、議案番号第241号は非農地として当委員会で承認することに決定をいたします。

4. 平成28年白石町農用地利用集積計画（12号）の承認決定について 議案番号第242号

議長 続きまして、議案番号第242号「平成28年白石町農用地利用集積計画（12号）の承認決定について」、議題といたします。
 これについて、事務局の説明を求めます。

事務局 議案番号第242号の農用地利用集積計画（12号）についてご説明いたします。
 初めに、所有権移転関係でございます。今回は4件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。

 整理番号1番。買い手、南区、〇〇さん。売り手、六府方区、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の1筆で、面積は4,341㎡、利用目的はタマネギ。所有権の移転時期は平成28年12月6日。支払い期限は平成28年12月20日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は佐賀銀行への振り込み。取得後の経営面積は63,942㎡です。認定農業者です。

 整理番号2番。買い手、六府方区、〇〇さん。売り手、小城市、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の一筆で、面積は5,215㎡、利用目的はキャベツ。所有権の移転時期は平成28年12月6日。支払い期限は平成28年12月

20日。10 a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は J A 口座への振り込み。取得後の経営面積は49,495㎡です。

整理番号3番。買い手、東六府方区、〇〇さん。売り手、東六府方区、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、畑の4筆で、面積は9,389㎡、利用目的はタマネギ。所有権の移転時期は平成28年12月6日。支払い期限は平成29年2月28日。10 a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は J A 口座への振り込み。取得後の経営面積は77,074㎡。認定農業者です。

整理番号4番。買い手、武雄市、〇〇さん。売り手、東六府方区、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、〇〇番、畑の2筆で、面積が8,150㎡、利用目的はタマネギ。所有権の移転時期は平成28年12月6日。支払い期限は平成28年12月20日。10 a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は J A 口座への振り込み。取得後の経営面積は39,484㎡です。認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。

2ページから6ページにかけて75件の計画が提出され、全てが賃借権設定となっております。そのうち新規が30件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが14件で、再設定は45件でした。また、農地利用集積円滑化団体である J A を通して設定されるものは52件です。今回の利用権の総面積は371,555㎡です。今回、利用権設置を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは4件、個人によるものが71件となっております。

なお、今回の計画の中で、未相続農地は16件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たすものとして、75件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員にはそれぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

それでは、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第242号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第242号は原案どおり当委員会で承認することに決定をいたします。

5. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）

議案番号第243号～議案番号第248号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）」、議題といたします。議案番号第243号から議案番号第248号まで一括して説明を受けます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売り渡し希望です。

議案番号第243号。申し出農地、大字新拓〇〇番、面積、田、1,212㎡。あっせん申し出者、白石町大字築切〇〇番、西分二号の〇〇さん。

議案番号第244号。申し出農地、大字新拓〇〇番、田の2,201㎡、大字新拓〇〇番、田の2,037㎡、大字新拓〇〇番、田の1,087㎡、合計面積が5,325㎡。あっせん申し出者、白石町大字築切〇〇番地、一の籠の〇〇さん。

議案番号第245号。申し出農地、大字八平字新開〇〇番、畑の7,047㎡。あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区、〇〇さん。

議案番号第246号。大字新拓〇〇番、田の1,999㎡、同じく大字新拓〇〇番、田の2,362㎡、合計の4,361㎡。あっせん申し出者、白石町大字新明〇〇番地、新明1Aの〇〇さん。

議案番号第247号。大字馬洗字馬洗〇〇番、田の2,309㎡。あっせん申し出者、武雄市武雄町大字武雄〇〇番地、武雄市の〇〇さん。

議案番号第248号。申し出農地、大字東郷字四本楠〇〇番、田の3,236㎡、同じく大字東郷字四本楠〇〇番、田の3,182㎡、合計の6,418㎡です。あっせん申し出者、東京都板橋区舟渡〇丁目〇番〇号、東京都の〇〇さん。

以上、議案番号第243号から議案番号第248号まで6件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

あっせん委員の選任をお願いいたします。

議案番号第243号。

○番 議案番号第243号は○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
議案番号第244号。

○番 同じく、○番と○番。

議長 3つともですね。
議案番号第245号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
議案番号第246号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番、これ2つともですね。
それから、議案番号第247号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
それから、議案番号第248号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。

○番 はい。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第243号は○番○○委員と○番○○委員。議案番号第244号は3つともこれも○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第245号は○番○○委員と○番○○委員。議案番号第246号が○番○○委員と○番○○委員、2つともですね。それから、議案番号第247号が○番○○委員と○番○○委員。議案番号

第248号が〇番〇〇委員と〇番〇〇委員。

以上ですね。

それでは、事務局の担当を言っていただきます。

事務局長 事務局の担当を言います。

議案番号第243号が〇〇、議案番号第244号が〇〇、議案番号第245番が〇〇、議案番号第246番が〇〇、議案番号第247号と議案番号第248号が〇〇となっております。以降の連絡につきましては、担当のほうにお願いいたしたいと思えます。

議長 それでは、よろしくお願いたします。

議長 これで議案が全部終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1. 合意解約の報告
2. 農地法第4条の規定による届出について
3. 形状変更届出について

議長 続いて、業務連絡。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

1. 第1回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他

議長 それでは、これをもちまして本日の総会を閉じさせていただきます。どうもご苦勞さんでございました。

閉会時刻 10時33分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員